

ミナモ着ぐるみ借受の手引き

平成 25 年 4 月 23 日・清流の国づくり推進課
(一部改正) 平成 26 年 4 月 7 日・清流の国づくり政策課
(一部改正) 平成 27 年 4 月 1 日・清流の国づくり政策課
(一部改正) 平成 30 年 4 月 1 日・地域振興課
(一部改正) 平成 31 年 4 月 1 日・地域振興課
(一部改正) 令和 5 年 1 月 25 日・地域振興課

(1) 貸出物品

着ぐるみ、使用マニュアル、消臭スプレー

(2) 貸出機関（管理者）

貸出機関（管理者）	住所・連絡先
地域振興課 （地域振興課長）	岐阜県庁（〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1） TEL 058-272-8197 FAX 058-278-3530 E-MAIL c11143@pref.gifu.lg.jp
西濃県事務所振興防災課 （振興防災課長）	岐阜県西濃総合庁舎（〒503-0838 大垣市江崎町 422-3） TEL 0584-73-1111 FAX 0584-74-9428 E-MAIL c20502@pref.gifu.lg.jp
揖斐県事務所振興防災課 （振興防災課長）	岐阜県揖斐総合庁舎（〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方 1-1） TEL 0585-23-1111 FAX 0585-22-1829 E-MAIL c20503@pref.gifu.lg.jp
中濃県事務所振興防災課 （振興防災課長）	岐阜県中濃総合庁舎（〒501-3756 美濃市生櫛 1612-2） TEL 0575-33-4011 FAX 0575-35-1492 E-MAIL c20505@pref.gifu.lg.jp
可茂県事務所振興防災課 （振興防災課長）	岐阜県可茂総合庁舎（〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井 2610-1） TEL 0574-25-3111 FAX 0574-25-3934 E-MAIL c20504@pref.gifu.lg.jp
東濃県事務所振興防災課 （振興防災課長）	岐阜県東濃西部総合庁舎（〒507-8708 多治見市上野町 5-68-1） TEL 0572-23-1111 FAX 0572-25-0079 E-MAIL c20507@pref.gifu.lg.jp
恵那県事務所振興防災課 （振興防災課長）	岐阜県恵那総合庁舎（〒509-7203 恵那市長島町正家後田 1067-71） TEL 0573-26-1111 FAX 0573-25-7129 E-MAIL c20508@pref.gifu.lg.jp
飛騨県事務所振興防災課 （振興防災課長）	岐阜県飛騨総合庁舎（〒506-8688 高山市上岡本町 7-468） TEL 0577-33-1111 FAX 0577-33-1085 E-MAIL c20509@pref.gifu.lg.jp
岐阜県東京事務所 （振興係）	都道府県会館 1 4 階（〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-3） TEL 03-5212-9020 FAX 03-3210-6871 E-MAIL c21101@pref.gifu.lg.jp

(3) 借受が可能な行事等

下記ミナモの活動目的に合致した行事等に着ぐるみを貸出します。

＜ミナモの活動目的＞

- ① 「清流の国ぎふ」（岐阜県）の P R
- ② 岐阜県産品の販路拡大
- ③ 岐阜県への観光誘客
- ④ 岐阜県の自然環境保全
- ⑤ 岐阜県のスポーツ振興

※目的に沿っていても、既に予約が埋まっている場合は、お断りせざるを得ませんのでご了承願います。

※岐阜県東京事務所管内の行事等については、チーム清流ミナモ派遣を原則とします。着ぐるみ借受による場合は、岐阜県東京事務所と地域振興課が事前協議を行ったうえ、上記活動目的に合致した概ね 100 人以上が来場する行事等で貸出します。

(4) 借受ができない行事等

- ①個人的なイベント（結婚式等）、特定企業の福利厚生イベント等
- ②特定企業の利益となるイベント（ただし、「ミナモ」や「清流の国ぎふ」を応援する商品のPRや、(3)の目的に沿っていると総合的に判断できる場合は除く）
- ③安全性への配慮を欠き、又は着ぐるみ等の毀損若しくは汚損のおそれがあると認められる場合
- ④宗教的行事、政治活動等と認められる場合
- ⑤県の信用又は品位を害すると認められる場合
- ⑥第三者の利益を害すると認められる場合
- ⑦法令又は公序良俗に反すると認められる場合
- ⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用する場合及びこれらの者が物品等を販売する場合
- ⑨役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
- ⑩その他「ミナモ」のイメージを損なうおそれがある場合など派遣が不相当であると県が認める場合

(5) 借受費用

無料

(6) 借受期間

原則5日以内。※管理者が必要と認めた場合には、5日以上の貸出も可能です。

(7) 借受から返却までの手続き

①受付（先着順）→②仮押さえ→②依頼書提出→③審査→④打合せ→借受→⑤打合せ→⑤返却

- ①先着順で受け付けます。まず、借受けを希望する方は電話にて、最寄りの貸出機関（管理者）に対し借受の適否等を相談のうえ、日程の仮押さえをして下さい。
※この段階では仮押さえであり、下記②及び③を経て正式に貸出決定となります。
- ②仮押さえ後は、別添「借受依頼書」を貸出機関へ提出願います。
※仮押さえから1週間以内に提出が無い場合は、仮押さえを取り消すことがあります。
- ③審査の後、借受の可否を電話にて連絡
※審査に1週間程度、お時間をいただくこともあります。
※貸出にあたり、特別な条件を付けることがあります。
※借受ける方が、この手引き若しくは使用マニュアルに違反した場合又は管理者が不相当であると認めた場合には、貸出し可の連絡後又は貸出後であっても貸出を中止します。
- ④事前に日時を貸出機関と打合せのうえ、貸出機関に来庁いただき、借受けて下さい。
※宅急便等を利用する場合には、その旨を貸出機関へ事前に連絡のうえ、手配は依頼者が行って下さい。着払いであっても貸出機関において宅急便等を手配することはしません。
- ⑤返却の際も、事前に日時を貸出機関と打合せのうえ来庁いただき、管理者による点検を受けて下さい。
※やむを得ず宅急便等で返却する場合には、その旨を貸出機関へ事前に連絡願います。なお、破損等が見つかった場合は、後日、責任（(8)の③）を負っていただきます。

(8) 注意事項

- ① 着ぐるみの使用にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行って下さい。万が一、事故

等が発生した場合、貸出機関（管理者）から要請があった場合は、速やかに利用状況を報告して下さい。

- ② 着ぐるみを借受けた者は、利用上の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合、これに対し全責任を負い、県は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとします。
- ③ 借受けた者の故意又は過失により着ぐるみ等の滅失、損傷、汚損その他の損害が発生した場合、借受けた者は原状回復又は実費をもってその損害を賠償しなければなりません。
- ④ 県の都合による貸出の中止の場合も含め、借受に要した費用及び中止に伴う損害について、県は一切の負担を負いません。
- ⑤ 「借受依頼書」記載内容に変更が生じた場合には、至急、連絡のうえ貸出機関の指示を受けて下さい。原則、軽微な場合を除き、借受依頼書を再提出していただきます。なお、記載内容に虚偽のあることが判明した場合には、貸出を中止することがありますのでご注意願います。
- ⑥ 貸出は、その行事等や借受けた者について県の推奨を行うものではありません。
- ⑦ ミナモの写真撮影や握手等は無償（商品購入者に限ることも不可）で行ってください。
- ⑧ 借受けた着ぐるみ等を第三者に転貸することは禁止です。
- ⑨ 雨雪時の屋外での使用は禁止です。
- ⑩ 使用方法の詳細は、「使用マニュアル」を参照してください。
- ⑪ 「使用マニュアル」を遵守しない使用や、使用において「ミナモ」のイメージを損なう行為があった場合は、以後の貸出をお断りします。

提出日： 年 月 日

「ミナモ着ぐるみ」借受依頼書

借受依頼者	団体等名		代表者名	
	所在地	〒		
	連絡責任者名		TEL	
	FAX		E-MAIL	
	当日緊急連絡先	(氏名・携帯番号)		
借受行事等	行事等名			
	行事等日時	年 月 日 () ~ ※うちミナモ出演時間帯 ~		
	派遣場所・住所	〒		
	来場者予定数	人	来場対象	例：幼児、親子、一般、高齢者等
	行事等の開催 目的・概要	<input type="checkbox"/> 「清流の国ぎふ」(岐阜県)のPR <input type="checkbox"/> 県産品の販路拡大 <input type="checkbox"/> 県への観光誘客 <input type="checkbox"/> 県の自然環境保全 <input type="checkbox"/> 県のスポーツ振興 ※行事等の詳細がわかる資料・チラシがある場合には添付して下さい。		
	ミナモの役割			
	マスコミへの取材依頼・情報提供	<input type="checkbox"/> あり () に対し、取材依頼・情報提供 <input type="checkbox"/> なし		
雨雪時対応	<input type="checkbox"/> 実施(屋内で使用) <input type="checkbox"/> 順延(別日の使用を希望) <input type="checkbox"/> 中止(使用をキャンセル) ※雨雪時は屋外での使用を禁止します。			
借受希望日	年 月 日 ()			
返却希望日	年 月 日 () ※借受日から原則5日以内			

※該当する□を塗りつぶし(例：■)願います。

使用マニュアル 注意事項

※貸出機関は、本注意事項を借受依頼者に手交すること

■基本マナー

- (1) 岐阜県の公式キャラクターであることを意識し、現場でのマナーに配慮した節度ある行動をお願いします。特に、スポーツイベントでは、その競技のルールやマナーを確認し、競技の妨げや競技者を不快にさせるような行動をとらないよう十分注意して下さい。

■準備

- (2) 身長 170cm 程度までは着用可能ですが、標準仕様は 165cm 以下であり、ミナモが可愛らしく見えるためには 160cm 未満がお奨めです。
- (3) この使用マニュアルをよく読み、事前に基本ポーズの練習をすることをお奨めします。ミナモのイメージを損なわないよう、可愛い動きや仕草をお願いします。
- (4) 会場の気温などを考慮して、こまめな休憩や水分補給を行うなど、十分な暑さ対策を講じて下さい。
- (5) 視野が狭くなります。着用者及び近づいてきた幼児等の安全確保のため、必ず補助者を付けて下さい。さらに雑踏事故が懸念される場合には、警備員等の配置が必要です。

■着用

- (6) 脱着の際は、出演場所から見えない場所に更衣室を確保し、関係者以外の目に絶対に触れないよう注意して下さい。
- (7) 着ぐるみ着用途中の姿を撮影したり、ミナモを演じたことをインターネット上で発言したりするなど、キャラクター設定を壊すような行為はしないで下さい。
- (8) 着用の際は、夏季でも素肌が直接触れないよう頭に手ぬぐい等、長袖、長ズボン、手袋、靴下等を必ず着用して下さい。

■着用中

- (9) マスコットのイメージを保つため、着ぐるみ着用時は絶対に声を出さないで下さい。ジェスチャー以外でミナモからメッセージを伝える必要がある場合は、補助者等がミナモから耳打ちされる形で代弁して下さい。
- (10) 幼児等にぶつかったり、倒したりする恐れがあるので、急に振り向くことや走り出すことは避けて下さい。
- (11) 雨雪時は、屋外での使用を禁止します。
- (12) 道路交通法違反となりますので、車の荷台に乗らないで下さい。
- (13) 1 回の着用時間は 30 分以内とし、体調に異変を感じたら、ただちに着用を中止してください。

■使用後

- (14) 目の部分は塩ビ板なので、顔を下向きに置いたり、壁で擦ったりして傷つけることのないよう注意して下さい。
- (15) 汚れた場合は洗剤を吹きかけ、ぬるま湯などにつけてからよく絞ったタオル等で拭き取って下さい。
- (16) 屋外で使用した場合は、靴底の汚れを必ず雑巾等で拭き取って下さい。
- (17) 使用後は除菌消臭スプレーを吹きかけて、風通しのよいところで陰干し、必ず乾燥させてから収納・保管して下さい。誰もが気持ちよく着用できるよう、特に臭いの付着には注意願います。
- (18) 特に頭部は無理やり狭いところに押し込めたり、上に物を乗せたりしないように注意して下さい。一度変形すると元には戻りません。
- (19) 破損や部品を無くした場合、速やかに貸出機関へ連絡して下さい。